

表第 23 に規定するその他の用途、簡易な評価方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を定める件（平成 29 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 21、別表第 22 及び別表第 23 に規定する知事が別に定める用途を第 1 に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 2 に、工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模を第 3 に、工場等の用途の部分について知事が別に定める規模を第 4 に定め、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。	三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 21、別表第 22 及び別表第 23 に規定する知事が別に定める用途を第 1 に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 2 に、工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模を第 3 に、工場等の用途の部分について知事が別に定める規模を第 4 に定め、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 202 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任（平成 29 年三重県告示第 257 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任</u> <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> （平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、公示します。	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任</u> <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> （平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、公示します。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。